岡本榮一郎　緒方安治　奥野清彦　奥村敏之　小尾昭　片山新吾　金井昭男　金本司郎　狩野光人　川崎榮一　川村秀雄　岸幸宏　喜多淳夫　木下嘉藏　久故博睦　久保健一　小泉匂一　古庄崇雄　小原勤　後藤美智也　酒井稔　坂谷三雄　佐藤末治　佐藤由芳　猿渡敬三　島内三郎　白鳥道夫　杉浦和博　須藤譲次　関屋忠治　芹澤徳夫　高木武夫　高田侃　高津敬二　高橋謙司　高村昭夫　竹木信雄　田子令直　田中武彦　田中彰　玉起源建　塚田金吾　寺崎利藏　豊嶋滋　内藤裕二　中野一夫　中前宗重　長島恒雄

岡本正則　沖藤榮利　奥野了　小野保　生内重信　葛原力　金井徳博　金子康一　狩野高英　河崎茂夫　神田進　岸川久美子　北田和子　木下實　草野登美夫　栗山清治　小岩頌児　小西嶺人　小林周三　佐伯宝　坂口泉　佐久間健　佐藤亨　佐藤吉男　澤野不二男　清水新吉　十万眞一　杉田數雄　鈴木泰明　関口武夫　瀬崎育男　園部正孝　高堰信男　高田一夫　高橋明　高橋康吉　瀧澤裕　竹下逸路　田島圭　田中喜美雄　田中正己　田村輝雄　辻岡利一　傳田守男　鳥海元三郎　中澤弘之　中野壽美　中村清　永松祥一郎

岡本好通　荻原公明　奥村勇　小原家達　角間賢二　加藤明　金島豊　金子忠雄　狩野桓子　川添勝啓　菊池修一郎　岸本平内　北村稔子　木實谷俊彦　久野英治　黒田正憲　越光正壽　小西秀明　小林湧助　齋藤章　阪口仁平　佐々木一弘　佐藤政一　澤繁雄　重政健夫　白子義洋　菅原正壽　鈴木泰明　関塚雅視　瀬戸俊幸　高木榮市　高田弘之　高田豊次　高橋伊都子　高見澤文一郎　瀧森勝美　武田坦　楯岡昭　田中孝幸　田渕孝　塚田和夫　土屋和夫　殿内一雄　内藤毅　中田荷葉　中原慎三　中村佳行　長峯和人

奈良博路　二階堂本　野口益夫　長谷部正秀　林昭　廣田冨士郎　房本昭　藤澤正美　藤原隆　古屋正巳　堀江普左男　正本敏夫　松尾甚三　松木昇謇　松村謙一　松本正志　三須誠　水野一郎　皆木純一　三宅清生　三好弘文　村田穣　望月利久　森川實　安川武雄　柳清刀　山北主夫　山崎博　山田邦彦　山本實　横並昌治　吉田昱子　吉田直文　若園文男　瑞宝双光章を授ける（各通）　芦田久枝　佐川保　島本昭子　宮本正春　瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月一日）　板倉福壽　峪口芳　福森昭夫　安村實

鳴海二郎　西澤美彦　邦次橋本友康　幸一濱屋悦次　悦子原浩高　隆學樋渡ミヨ子　克己藤井沈　牧雄藤縄暁　和久藤原克郎　別所明保崎壽太郎　本宮久前田中　正本増田作市　松尾保喬　松園周光　松本千代子松本毅　松本守正三浦勝己　三杉兼行水田敏廣　三井一治源川元宰　南槍好宮内益穂　宮田則子宮田文雄　向井拾喜村上明　村林孝生守田弘宣　百瀬宗治森昌徳　盛田英夫森永和郎　安田康生柳井潔　矢野耕一郎山形實　山岸昭山崎進　山崎正巳山下芳美　山田政之山村弘實　弓岡隆久横井良典　横山四郎吉岡智雄　吉田武男吉田忠雄　吉村昭雄吉村直彦　渡邊義則渡部理一　大津久幸　佐藤和昭　宮坂政克　山崎一二

西谷實郎　橋本友康　濱屋悦次　原浩高　樋渡ミヨ子　藤井沈　藤縄暁　藤原克郎　保崎壽太郎　前田中　松井茂　松岡喬　松田久　松本毅　三浦勝己　水田敏廣　源川元宰　宮内益穂　宮田文雄　村上明　守田弘宣　森昌徳　森永和郎　柳井潔　山形實　山崎進　山下芳美　山村弘實　横井良典　吉岡智雄　吉田忠雄　吉村直彦　渡部理一

皇室事項

行幸

天皇陛下は、一月二十二日午後零時四十分御出門、第百九十六回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同一時二十三分還幸になった。

官庁報告

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成三十年一月二十五日　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録船舶職員養成実施機関の名称　一般財団法人日本船舶職員養成協会

(二) 登録船舶職員養成施設の種類

(変更前)

(イ) 六級海技士（航海）第二種養成施設

(変更後)

(イ) 六級海技士（航海）第二種養成施設

(ロ) 内燃機関六級海技士（機関）第二種養成施設

(三) 変更年月日　平成三十年二月一日

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する第十七条の五の規定により次の登録操縦免許証更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成三十年一月二十五日　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録操縦免許証更新講習実施機関の名称及び住所

(変更前) 尾崎　幸弘　青森県八戸市大字湊町字上ノ山45番地

(変更後) 株式会社八戸小型船舶教習所　青森県八戸市大字白銀町字三島下95番地

(二) 登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称

(変更前) 八戸小型船舶教習所

(変更後) 株式会社八戸小型船舶教習所

(三) 変更年月日　平成二十九年十二月一日

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第四条の十の規定により次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第二号の規定により、公示する。

平成三十年一月二十五日　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称及び住所

(変更前) 尾崎　幸弘　青森県八戸市大字湊町字上ノ山45番地

(変更後) 株式会社八戸小型船舶教習所　青森県八戸市大字白銀町字三島下95番地

(二) 登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地

(変更前) 八戸小型船舶教習所

(変更後) 株式会社八戸小型船舶教習所

(三) 変更年月日　平成二十九年十二月一日